

鷹番住区住民会議規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民会議は、住民の立場から開かれた組織として、地域住民の自由な意思に基づき快適で健全な住みよいまちづくりを行なうことを目的とする。

(名称および事務所)

第2条 この会は、鷹番住区住民会議（以下「住民会議」という。）と称する。

2 住民会議の事務所は、鷹番住区センター（目黒区鷹番3丁目17番20号）内に置く。

(構成)

第3条 この会は、鷹番住区内の住民および生活の本拠を持つものをもって構成する。

(事業)

第4条 住民会議は、第1条の目的達成のため次の事業を行なう。

- 一 コミュニティ意識の向上と参加推進活動
- 二 施設その他環境整備
- 三 各種調査および広聴広報活動
- 四 その他目的達成に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第5条 住民会議に、次の組織を置く。

- 一 総会
 - 二 役員会
 - 三 常任委員会
 - 四 専門部会
- 2 専門部会は次のとおりとする。
- 一 施設管理運営部会
 - 二 生活福祉環境部会
 - 三 青少年部会
 - 四 防犯部会
 - 五 防災部会
 - 六 広報部会
 - 七 交通部会
 - 八 スポーツ部会

(役員)

第6条 住民会議に、次の役員を置く。

- 一 会長
 - 二 副会長
 - 三 会計
 - 四 会計監査
 - 五 事務局長
- 2 職務は、次のとおりとする。
- 一 会長は、住民会議を代表し、会務を統括する。
 - 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、常任委員会の定めに従いその職務を代行する。
 - 三 会計は、住民会議の会計を担当する。
 - 四 会計監査は、住民会議の会計を監査する。
 - 五 事務局長は、住民会議の総務を担当し、日常業務を処理するために常任委員会が別に指名する事務局の取りまとめを行なう。

(役員を選任および任期)

第7条 役員を選任および任期は、次のとおりとする。

- 一 会長、副会長、会計、会計監査、事務局長は、別に定める役員選考委員会が推薦し、総会で承認する。
- 二 役員に欠員が出たとき、または、増員の必要が生じたときは、常任委員会により補充または追加選任する。
この場合は、次の総会において承認を求めることとする。
- 三 役員の任期は2年、補充または追加された役員の任期は現任者の任期満了のときまでとする。

第3章 総会および会議

(会議の開催)

第8条 定期総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要に応じ、常任委員会に諮り招集する。
- 3 役員会および常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 専門部会は、必要に応じて専門部会長が招集する。

(総会)

第9条 総会は、鷹番住区内の住民で構成し、定期総会および臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 定期総会は、規約の変更、廃止、事業その他住民会議の運営に関する基本的な事項ならびに常任委員会が総会の議を経ることを必要と認められた重要事項を審議決定する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長、をもって構成する。

- 2 役員会は、常任委員会に討議すべき事項、住民会議活動の基本方針の調整その他会長が必要と認める事項を審議する。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、第10条の役員と専門部会長および副専門部会長をもって構成する。

- 2 常任委員会は、本規約に基づき住民会議の事業計画および予算案、専門部会から付議された事項について審議し、運営する。

(専門部会)

第12条 専門部会は、住区内の各団体から推薦された者および個人参加の有志で常任委員会が承認した者をもって構成する。

- 2 専門部会長および副専門部会長は、専門部会員の互選により選出する。
- 3 専門部会は、それぞれ分担した事業活動を推進する。

(議決)

第13条 各会議の審議事項は、出席者の過半数をもって決定する。

第4章 雑 則

(会計)

第14条 住民会議の経費は、区補助金、関係団体の拠出金、寄付金、助成金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、住民会議の運営に関する必要事項は、常任委員会に諮って会長が別に定める。

(委嘱)

第16条 住民会議に相談役および顧問をおくことができる。

付 則

- 1 この規約は、昭和60年4月13日から施行する。
- 2 この規約の条項にかかわらず、第1回の住民会議に議を経るまでの間に行われた事項は、それぞれこの規約に基づき行われたものとみなす。
- 3 この規約は、平成2年5月12日から施行する。
- 4 この規約は、平成8年5月24日から施行する。
- 5 この規約は、平成12年5月26日から施行する。
- 6 この規約は、平成19年5月18日から施行する。